

議 第 1 0 9 号

公の施設の指定管理者の指定について
(ふるさと体験村(門出村・田代村))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和6年(2024年)12月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

柏崎市ふるさと体験村(門出村・田代村)に設置する施設のうち、次に掲げる施設

- (1) かやぶきの家(おやけ)
- (2) かやぶきの家(いいもち)
- (3) ふれあい園地

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人門出ふるさと村組合

3 指定の期間

令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)
3月31日まで